議事録

- 1 会議名 竜王町地域計画検討協議会(第2回)
- 2 日 時 令和6年3月14日(木) 9時30分から12時30分まで
- 3 場 所 竜王町農村女性の家2階研修室
- 4 出席者 委員12名(委員名簿)

竜王町 富家農業振興課長、中西農業委員会事務局長、篠部係長、大橋寛

5 要 旨

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく「協議の場」である竜王町地域計画検討協議会の第2回目を開催した。

内容については、次のとおり

- 1 開会【9時30分】
- 2 町民憲章唱和【9時30分】 富家課長
- 3 あいさつ【9時32分】 富家課長
- 4 報告事項【9時35分】 農業振興課 篠部 資料1の前回以降における地域計画の進捗状況に基づき、説明を行った。
- 5 協議事項【9時40分】
 - (1) 資料2の地域計画素案から地域計画策定までのスケジュール (案) に基づき、説明を行った。 質疑応答については、次のとおり

委員A 意見聴取先(農委、機構、農協、改良区) についてどこまで諮るのか。

- ⇒回答(町)農業委員会は、総会において、担当地区の農業委員が説明をし、全員が確認する。 今回、1回目において小委員会において諮る。
 - 回答(JA)宛名において、組合長であれば組合長まで回す。委員であれば、委員で確認する。
 - 回答(町)役場としては、理事長名で出す(機構、JAグリーン)
- 小出会長 意見聴取の集約後の結果については、書面通知でいいか審議され、承認された。 (案)削除 スケジュールの確認
- (2) 集落から提出のあった地域計画素案の確認について(西横関の地域計画素案に基づき説明) 質疑応答については、次のとおり
- 委員A 農用地の集積に関する目標が町全体で75%ですが、各集落も75%を求めるのか。 ⇒回答(町) 竜王町の基本構想で農用地の利用集積に関する目標を町全体で75%としている。 一定の指標で75%でのペナルティはない
- 委員A 地域計画素案の記入例について、集落は知っているのか。 ⇒回答 (町) 周知については、ホームページで公表している。 文書にて連絡する予定です。
- 委員A 他の集落についても検討協議会において同じように確認するのか。 ⇒回答(町)毎月、策定までのスケジュールを計画して、集落ごとに確認作業を行います。

委員A 地図は集落によって違うのか。

⇒回答(町)集落において、現在転作等で使用している地図等を利用していただければいいです。 白地は今回地域計画に入れていません。

委員A 集約されていないように思う。集約について地図がわからない。

⇒回答 (町) 理想としては、集積から集約ではあるが、西横関においては 10 年後もまだまだ自分で耕作するという方が多くおられる。

成果を諮るものではない。

認定農家同志の入れ替え等、現在は難しい。地権者の意見も入れたが耕作者の入れ替えはない。今回はこれで策定します。10年後も耕作者が位置付けされており、空白地はない。

委員A 集落や楽農の合意は得ているのか。

⇒回答(町)臨時総会において、地権者含めて総意を得ている。

委員A 素案の確認方法は、どのようにするのか。

⇒回答(町) 最低限 チェックリストにおいて聞き取りする(竜王町基本構想に近づいているか) チェックリストに日付を記入します。 経過について、今後説明者として集落代表者に出席いただく(検討)

委員A 地図の空白地について、何があるのか。地図が分かりにくいので全体地図が欲しい。

⇒回答(町)他集落や商業施設ですが、今後協議の場においては、印します。 地図はブロック別に分かれています。全体図にエリアを示します。

委員B 地域計画素案を紙ベース等、農家が記入しやすいようにしてほしい。

委員C 代表者の手当てについて (報酬がない) 地域計画代表者の役割 (仕事内容、定義は) 集落のためにはなっているが、個人の利益がない 代表者は策定されたら終わりなのか

⇒回答(町)今後のことについては考えます。 区長会において説明します。

委員D 地域計画の素案について軽微な変更(区域の名称変更、法人、名義変更)以外は、変更手続きはいるか。

⇒回答(町)10年後、耕作者が代わっている場合変更していただく。

質疑応答終了

資料3の地域計画素案(西横関)について確認され、意見聴取することとなった。

- 6 今後の予定
- (1) 3月18日(月) 意見聴取(書面通知)10日締め切り
- (2) 4月10日(水) 意見集約
- (3) 月 日() 地域計画検討協議会・・・必要に応じて
- (4) 4月11日(木) 縦覧広告
- (5) 4月25日(木 策定広告
- 7 その他
 - (1) 今後の地域計画素案の提出期限等について

21 日頃策定締切り 電話で連絡(文書も併せて送付)

毎月30日を検討協議会

1 日意見聴取

10 日意見集約

- 11 日縦覧広告
- 30 日策定広告

策定スケジュールについては、各委員に文書にて送付する

8 閉会【12時30分】 若井副会長

本協議会「議事録」については、別途町ホームページにて公表することとする